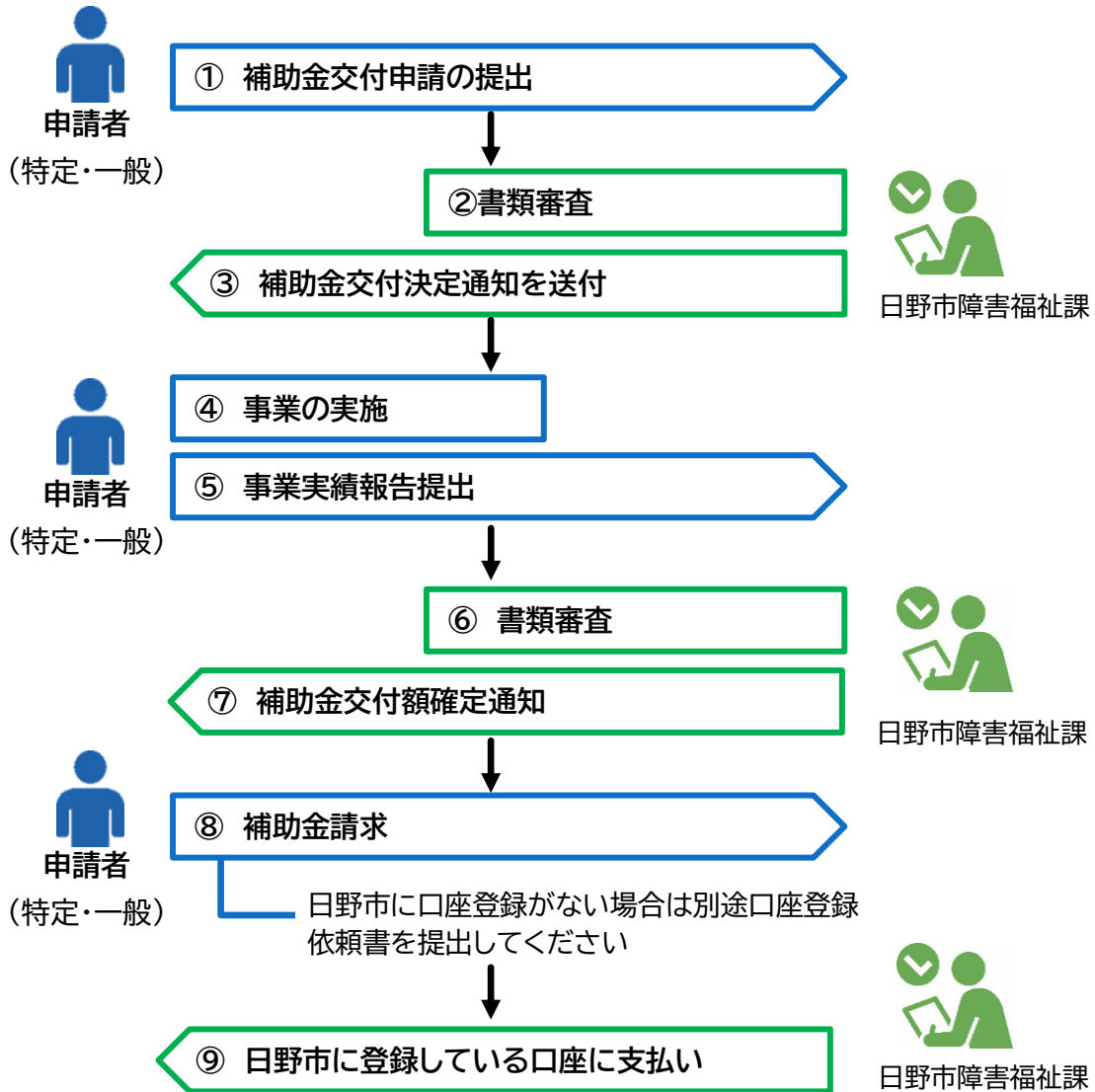


令和8年度 日野市特定相談・一般相談連携 機能強化支援事業補助金

※東京都の特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金を活用した事業となります。

対象者	日野市が給付の実施主体となる障害者(児)に対して、計画相談支援又は地域移行支援を提供する相談支援事業所を運営する事業者	
対象事業	<ul style="list-style-type: none">◆ 障害者支援施設等に入所中の障害者等に対し、退所及び地域移行に向けた個別の具体的な調整◆ 精神科病院に入院中の障害者等に対し、退院及び地域移行に向けた個別の具体的な調整 ※ただし、以下のことに配慮し、実施すること。□ 障害者等の心身の状況及び置かれている状況並びに障害福祉サービスの利用に係る本人の意向の把握□ 障害福祉サービスの利用に係る障害者支援施設等及び親族との調整□ 障害者支援施設等の退所又は、精神科病院の退院に伴う障害福祉サービスの利用の調整	
事業期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日	
補助額	利用者一人あたり 月12,000円	
注意事項 ※別添のQA 参照	<ul style="list-style-type: none">➤ 入所施設、病院が日野市外でも申請できます。➤ 対象事業を実施する相談支援事業所が日野市外でも申請できます。➤ 障害者等の地域移行に係る報酬算定の対象となる月以降は対象外です。➤ 補助対象経費は対象事業に要する経費です。実支出額等が補助額より少ない場合は、少ない額が補助額になります。➤ 障害者総合支援法第77条第3項に基づく地域生活支援事業の障害者相談支援事業として、市が相談支援事業者へ委託する事業経費は対象外です。➤ 国・都その他類似の委託料や助成金等を受けている場合は対象外です。	
申請方法	ロゴフォームから提出 書類の提出は、日野市ホームページ内の日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付申請提出フォーム提出してください。	
申請期間	令和8年4月1日(水) ～ 令和9年1月15日(金) ※申請期間の変更が生じた場合は日野市ホームページでお知らせします。	
申請先・問い合わせ先	〒191-8686 日野市神明 1-12-1 日野市 健康福祉部 障害福祉課 電話:042-514-8489	

申請の流れ(イメージ)



①申請時提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> (第1号様式) 日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付申請書 <input type="checkbox"/> (別紙1) 所要額調書(申請) <input type="checkbox"/> (別紙2) 実施計画書(申請) <p>※対象事業所が複数ある場合は、事業所ごとに作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特定相談支援事業所または一般相談支援事業所を運営していることが確認できる書類(事業所の指定通知) ※日野市内の事業所の場合は省略可 	
⑤実績報告時提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> (第5号様式) 日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金実績報告書 <input type="checkbox"/> (別紙1) 実績報告書(所要額調書) <input type="checkbox"/> (別紙2) 実績報告書(対象者別) <input type="checkbox"/> (別紙3) 実績報告書(実施内容) 	
⑧請求時提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> (第7号様式) 日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付請求書 <p>※第7号様式(請求書)には、押印(代表者印)が必要となります。</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 予算額を超える場合は交付申請の提出順に予算範囲内で交付します。 ➢ 実績報告書の提出締切日は事業完了日から60日以内、または令和9年3月31日のいずれか早い方となります。 ※変更が生じた場合は日野市ホームページでお知らせします。 	

【Q&A 日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金】

Q1	日野市が障害福祉サービス給付の実施機関となる障害者に対して、地域移行に関する相談支援を行うが、相談支援事業所、その運営法人ともに日野市内にはない。補助対象事業所になりますか？
	対象になります。
Q2	日野市以外の精神科病院に入院中の障害者への地域移行に関する支援は、申請は可能ですか？
	支援を利用する障害者について、日野市が実施機関となる場合は申請対象です。 なお、実績報告時には、利用障害者別に地域移行の実施結果や本事業に係る支援状況等(入所施設等種別を含む)の報告書への記載のほか、備考欄に日野市が実施機関となることを確認している旨を記入してください。
Q3	「特定相談支援事業所または一般相談支援事業所を運営していることが確認できる書類」とは具体的にどのような書類ですか？
	事業所の指定通知・登記簿謄本・会社定款などを想定しています。
Q4	複数の相談支援事業所を運営しているが、地域移行に関する支援を実施する事業所は1つです。交付申請書に地域移行支援を実施しない事業所についても記載が必要ですか？
	本補助金の対象である地域移行に関する支援の実施が見込まれる相談支援事業所分のみ記載してください。なお、複数の事業所で支援が見込まれる場合は、事業所ごとの相談連携支援計画書を作成してください。
Q5	すでに、令和8年3月から地域移行に関する支援を実施している障害者がいる。申請可能ですか？
	令和8年3月分は対象外ですが、令和8年4月からの分は対象になります。報酬算定月前の相談支援について申請可能です。
Q6	令和8年4月に1事業所分を申請したが、令和8年10月に他の事業所で利用対象にあたる障害者から相談があった。追加申請できますか？
	追加申請可能です。
Q7	他事業の助成金等との併用は可能ですか？
	本事業に係る経費と同一の経費(同じ用途)について、重複して助成金や委託料等の支払を受ける場合には対象外となり、併用はできません。
Q8	申請はどのように行えばよいですか？
	書類の提出は、日野市ホームページ内の日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付申請提出フォームから提出してください。

Q9	申請期間中なら、要件に該当すれば、全て交付決定されますか？
	予算の範囲で補助金交付となります。申請状況により、予算を超える可能性が判明した等の場合、日野市公式サイトでお知らせいたします。
Q10	補助対象期間について具体例を教えてください。
	<p>令和8年5月 家族から問い合わせ</p> <p>令和8年6月 本人及び家族と面談</p> <p>令和8年7月 契約、本人、家族、施設や関係機関と打合せ、計画案作成</p> <p>8月 本人、家族、施設や関係機関と調整、計画案修正</p> <p>9月 本人、家族、施設と具体的調整</p> <p>令和8年10月 初回報酬請求</p> <p>の場合、令和8年6月～9月の4か月分が補助対象期間です。</p>
Q11	利用者と面談し、アセスメントの実施など地域移行に向けた調整を進めていたが、状況が変わり移行が取りやめとなった場合も補助対象となりますか？
	対象です。
Q12	補助対象経費として、人件費、交通費、消耗品費等、地域移行支援の具体的な実施に関わるものであれば、対象としてよいですか？
	個別に利用者へ地域移行に関する支援を実施した場合は、対象です。
Q13	障害児入所施設からグループホームへの移行は対象ですか？
	対象です。
Q14	障害児入所施設から障害者支援施設への移行は対象ですか？
	地域への移行ではないので対象外です。
Q15	先に移行先のグループホームが内定していて、それから相談支援事業所に相談が来た場合も対象ですか？
	対象です。